

佐賀県告示第7号

佐賀県県税条例（昭和30年佐賀県条例第23号。以下「県税条例」という。）第9条の2第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は県税条例若しくは佐賀県産業廃棄物税条例（平成16年佐賀県条例第30号）に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次の表に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、当該期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、個人の県民税（均等割及び所得割に限る。）、自動車税の環境性能割、証紙徴収の方法によって徴収する自動車税の種別割（県税条例第113条の2第6項及び第113条の3の規定を含む。）、狩猟税及び地方税法附則第29条の9の規定による県が賦課徴収する軽自動車税の環境性能割を除き、当該期限を別に告示で定める期日まで延長する。

令和6年1月22日

佐賀県知事 山口 祥 義

都道府県名	地域
富山県及び石川県	全域